

第1問

P株式会社は、機械部品製造業を営む公開会社ではない株式会社（取締役会および監査役を設置）であり、種類株式発行会社でない。2020年度から2023年度まで、同社の総資産は2億円、資本金は1億円、その他資本剰余金は0円、その他利益剰余金は3000万円である。同社の発行済株式総数は1万株であり、同社は自己株式を保有していない。

Q株式会社は、機械製造業を営む公開会社であり、指名委員会等設置会社である。2020年度から2023年度まで、同社の総資産は3億円、資本金は2億円、営業利益は2000万円である。同社取締役会規則によれば、2000万円以上の財産の処分・譲受けは取締役会承認事項である。

P社の大株主Sは、保有するすべてのP社株3000株（以下「本件株式」という）をQ社に譲り渡すことにした。2021年6月1日、Q社代表執行役Aが同社を代表し、Sとの間で本件株式を3000万円で買い取る契約（以下「本件売買契約」という）を締結し、本件株式の移転にかかる手続と引換えに、Sにその代金が支払われた。

以下の問いに答えなさい。(1)と(2)は独立の問いとする。なお、P社およびQ社は3月決算の会社であり、両社の間には上記の点を除いて人的関係も資本関係もない。問題文に書かれている事項以外に設問に関係する定款の定めその他の事実関係はないものとする。

(1) 両社において、本件売買契約につき、取締役会決議も株主総会決議もされていない。Q社は、後日、本件売買契約は無効であることを理由に代金の返還をSに請求した。当該請求は認められるか。

(2) 2024年10月1日、両社の間で、本件株式全部を4500万円でP社が買い取る合意（以下「本件買取り」という）がされ、本件株式の移転にかかる手続と引換えに、P社代表取締役Bが同社を代表してQ社に代金を支払った。Bの会社法上の責任について説明しなさい。なお、本件買取りにかかる両社の手続は適法にされたものとする。

第 2 問

以下の事実を読み、(1) と (2) の問いに答えなさい。

2024 年 7 月上旬頃、いわゆる仕手筋として有名な甲は、鉄道業を営む P 株式会社の株式を市場で買い集め、発行済株式の 5 % 超を保有するに至った。甲は、同月 26 日、P 社代表取締役 A に対して、反社会的勢力と関係のある会社に P 社株式を譲渡されたくなければ、自らが代表者であり貴金属販売業を営む Q 株式会社から商品 α (100 万円相当) 2 個を 2 億円で買い取るよう要求した。その際、甲は「断ったらどうなるかわかるよな。事故が起こってから後悔しても遅いぞ。」と A を脅した。A は恐怖を感じるとともに、反社会的勢力の関係会社に P 社の議決権を握られては困ると思い、甲の要求に応じる旨の回答をした。P 社では 2 億円程度の取引は A の判断のみで行うことができたが、十分な現金がなかったため、A は 1 億円を現金により、残りの 1 億円を約束手形により支払うことを提案し、甲もこれに同意した。同月 28 日、A は、P 社を代表して、P 社名義の預金口座から 1 億円を Q 社が指定した口座に振り込む (以下「本件振込み」という) とともに、受取人を Q 社、満期を 2024 年 10 月 31 日 (以下「本件満期」という) とする手形金額 1 億円の約束手形 (以下「本件手形」という) を振り出し、甲に交付した。

Q 社では、1 億円以内での商品仕入権限を有する使用人乙が Q 社代表者甲の代表者印を保管し、個々の手形行為の度に甲の指図に従って代表者甲の記名捺印を代行していた。同年 9 月 30 日、乙は Q 社の金庫から本件手形を盗み出し、本件手形の第一裏書人欄に「Q 株式会社代表取締役甲」名義の記名捺印をし、第一被裏書人欄に「R 株式会社」と記載して、商品仕入先である R 社に本件手形を裏書譲渡し、納入された貴金属を着服した。R 社は、本件満期に P 社に本件手形を呈示し、手形金の支払を請求したが、手形金は支払われなかった。

(1) 本件振込みに関して、P 社の株主である B は、Q 社に対して会社法に基づきどのような責任を追及することができるか。

(2) かりに、同年 11 月 1 日、P 社が強迫を理由に本件手形の振出を取り消したとする。R 社は Q 社に対し、本件手形にかかる手形金を請求することができるか。